

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

平成30年4月1日

株式会社メルコホールディングス

シマダヤ株式会社

平成 30 年 4 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号
株式会社メルコホールディングス
代表取締役社長 牧 寛之

東京都渋谷区恵比寿西一丁目 33 番 11 号
シマダヤ株式会社
代表取締役社長 木下 紀夫

株式会社メルコホールディングス（以下、メルコホールディングス）とシマダヤ株式会社（以下、シマダヤ）は、平成 29 年 9 月 4 日付で両社の間で締結した株式交換契約に基づき、平成 30 年 4 月 1 日を効力発生日として、メルコホールディングスを株式交換完全親会社、シマダヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
平成 30 年 4 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行ったシマダヤの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
シマダヤは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、平成 30 年 3 月 9 日付で、シマダヤの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるメルコホールディングスの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったシマダヤの株主は 1 名であり、その株式数は 1,880,000 株であります。
 - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行ったメルコホールディングスの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

メルコホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、平成 30 年 3 月 9 日付で、メルコホールディングスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるシマダヤの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったメルコホールディングスの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりメルコホールディングスに移転したシマダヤの株式の数は、シマダヤの発行済株式総数（本株式交換によりメルコホールディングスがシマダヤの発行済株式の全部を取得する直前時にシマダヤが行った 1,922,100 株の自己株式の消却後の発行済株式総数）10,577,900 株から、メルコホールディングスが所有するシマダヤの普通株式 2,837,000 株を除いた、7,740,900 株であります。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) メルコホールディングスは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、平成 29 年 12 月 13 日開催の臨時株主総会の決議により、株式交換契約の承認を得ております。

(2) シマダヤは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、平成 29 年 12 月 13 日開催の臨時株主総会の決議により、株式交換契約の承認を得ております。

(3) メルコホールディングスは、本株式交換に際し、本株式交換によりメルコホールディングスがシマダヤの発行済株式（ただし、メルコホールディングスが所有するシマダヤの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時のシマダヤの各株主（ただし、メルコホールディングスは除きます。）に対し、その所有するシマダ

ヤの普通株式 1 株につきメルコホールディングスの普通株式 0.395 株の割合をもって割当交付いたしました。メルコホールディングスが割当交付した普通株式の合計は 3,057,655 株です。

- (4) 本株式交換により増加したメルコホールディングスの資本金及び準備金は以下のとおりです。
- ①資本金：0 円
 - ②資本準備金：会社計算規則第 39 条に定める株主資本等変動額
 - ③利益準備金：0 円

以 上